

9 県 た ば こ 税 に 関 す る 調

月 別	課 税 標 準	調 定 額	備 考
	売渡し又は消費等本数		
	千本	千円	
令 和 5 年 度	1,514,597	1,620,619	税率はたばこの本数1,000本につき1,070円。 ※平成28年4月1日から、旧3級品の紙巻きたばこの税率が段階的に引き上げられ、製造たばこの税率が令和元年10月1日から統一されました。 (R3.10.1から1,070円)
令 和 6 年 度	1,487,015	1,591,108	
対 前 年 度 比	98.2	98.2	
令 和 6 年 4 月	121,854	130,384	
(3)			
5 月	125,717	134,518	
(4)			
6 月	129,340	138,394	
(5)			
7 月	121,417	129,917	
(6)			
8 月	130,862	140,022	
(7)			
9 月	130,736	139,888	
(8)			
10 月	118,758	127,071	
(9)			
11 月	129,887	138,979	
(10)			
12 月	123,872	132,543	
(11)			
令 和 7 年 1 月	128,635	137,639	
(12)			
2 月	116,374	124,520	
(1)			
3 月	109,563	117,233	
(2)			

(注) 1 () は実績月を示す。

2 調定は、長崎振興局が行ったものである。